

別表

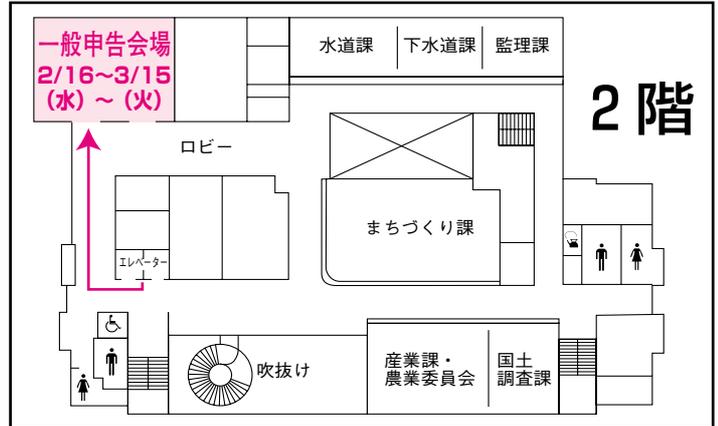
平成16年分 所得申告相談日程

一般申告		月・日・曜日		申告会場及び受付時間		
		2月16日(水) から 3月15日(火) まで ※ただし、土・日曜日は除く		役場2階大会議室 受付時間 9時～11時30分 13時～16時		
※今年から、役場税務課より案内ハガキを送付して行く農給合算申告は実施しないことになりました。昨年まで農給合算申告にて受付されていた方については、一般申告にて受付していただきますようお願いいたします。 ※一般申告は役場2階大会議室で随時受付をしていますが、来場者多数のため、待ち時間が長くなる場合もあります。ご了承ください。						
出張申告	月	日	受付時間		申告会場	
			9時～11時30分	13時～16時		
2月	24	木	大間	上高柳	各地区の公民館 又は集会所で左記時間帯にて受付しています	
	25	金	恵久美	昌農内		
	26	土				
	27	日				
	28	月	西古泉	西高柳		
	3月	1	火	塩屋		北川原
		2	水	永田・大溝		徳丸
		3	木	横田・東古泉		中川原
		4	金	鶴吉		神崎
5		土				
6		日				
7		月	新立・本村	出作		
8	火	宗意原	北黒田			
9	水	南黒田	筒井			

計額を超える方
所得税が還付される場合
 確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されます。この還付を受けるための申告は、申告期間前でも税務署で受付をしておりますので、早めに申告書を税務署に提出してください。
 また、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。
▼住宅借入金(取得) など特別控除の

適用を受けることができる場合
▼年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合
▼雑損控除や医療費控除を受ける場合
▼予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合
☆農業所得の申告について☆
 昨年までは、農業所得の計算に当たっては、正規の収支計算のほか、農業所得(経費) 標準や目安による簡易な所得計算も行っていました。昨年の広報まさき4月号でお知らせしましたよ

申告会場 (役場庁舎)



うに、平成16年分所得(今回の申告)から収支計算(実際に得た収入金額から実際に支出した必要経費を差引いて計算)によって所得を計算します。そのため、申告の際には、農業に関する収入金額や必要経費などを記載した書類や、農協などから配布された資料(購買品年間取引集計表など)及び領収書など、収入・経費がわかる物を持参してください。
☆農給合算申告について☆
 今年から、役場税務課より案内ハガキを送付して行く農給合算申告は実施しないことになりました。昨年まで農給合算申告にて受付されていた方につ

問い合わせ
 町県民税については
 役場税務課町民税係 ☎ 985-4110
 所得税については
 松山税務署 ☎ 941-9121
 税務相談室 ☎ 946-4589

★松山税務署では、2月20日(日)及び2月27日(日)も確定申告を受け付けています。
 平日に休みがとれない方は、ぜひご利用ください。

★昨年より税務署職員が来庁して行う申告相談は実施しないことになりました。
 営・庶業の方、土地建物の譲渡所得があった方は、松山税務署で申告していただくようお願いいたします。

いては、一般申告にて受付していただきますようお願いいたします。
☆にせ税理士にご注意☆
 確定申告の時期には、税金の申告手続などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士でない人が申告書の作成を行うことがあります。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方にも迷惑がかかる結果となることが多いので、ご注意ください。